

令和5年度

中海・宍道湖・大山圏域市長会  
地域にはばたけ！学生応援補助金  
募集要項

募集期間

令和5年5月15日～令和5年6月30日



ウンパくん

中海・宍道湖・大山圏域市長会

**中海・宍道湖・大山圏域市長会**  
**地域にはばだけ！学生応援補助金 申請団体募集のご案内**

**【補助金の趣旨】**

中海・宍道湖・大山圏域市長会では、中海・宍道湖・大山圏域※1（以下「圏域」）に所在する大学及び高等専門学校、短期大学などの学生（団体）に対し、圏域での地域活動に対する自主的な取組を支援するものです。

※1 中海・宍道湖・大山圏域とは、鳥取県米子市・境港市、島根県松江市・出雲市・安来市及び鳥取県日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町をいう。

**【補助金の概要】**

次の要件に該当する地域活動に要する経費の一部を補助します。

- (1) 地域の魅力の向上につながる活動であること
- (2) 地域の課題解決につながる活動であること
- (3) 活動の充実及び人材育成に成果があると認められる活動であること
- (4) 市長会の構成自治体又は地域活動団体等と連携した取組であること

**1. 【補助対象者】**

中海・宍道湖・大山圏域に所在する次の学校に在籍する学生2名以上で構成される団体。なお、団体の構成員に学生以外の者が含まれる場合は、団体の構成員の総数の2分の1以上が学生かつ学生が2名以上含まれていること。

- (1) 大学（学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条）及び大学に設置する大学院並びにサテライトキャンパス
- (2) 高等専門学校（学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条）の4年生以上の学生
- (3) 短期大学（学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条）
- (4) 専修学校専門課程第（学校教育法(昭和22年法律第26号)125条第3項）

**2. 【補助対象経費】**

報償費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、旅費、研修等参加負担金、食糧費（会長が必要と認める経費に限る。）その他会長が必要と認める経費

※ 補助対象経費は、補助金決定通知後の支払経費であり、決定前に支払われた経費は補助対象外となります。

※ 他の制度による補助金交付を受けるものについては、補助対象外となりますのでご注意ください。

### 3. 【補助金額】

補助率：補助対象経費の10/10 補助上限額：5万円

応募多数の場合、1対象者あたりの補助金額は限度額の範囲内で別途決定します。

### 4. 【補助事業の実施期間】

補助金決定通知日から令和6年3月31日まで

### 5. 【応募方法】

#### (1) 提出書類

- ・補助金等交付申請書
- ・地域活動等事業計画書
- ・団体の概要調書
- ・地域活動等事業収支予算書
- ・その他、中海・宍道湖・大山圏域市長会長が必要と認める書類

#### (2) 応募期間

令和5年5月15日～令和5年6月30日必着

#### (3) 提出・問合せ先

**中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局**

〒699-0292 松江市玉湯町湯町 1793 番地（松江市役所玉湯支所 2 階）

TEL：0852-55-5056 FAX：0852-62-9102

E-mail：dandan-summit@nakaumi.jp

#### (4) 提出方法

提出書類を市長会事務局へ直接ご持参いただくか、郵送してください。

なお、ご提出いただいた書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。

### 6. 【選考方法】

補助対象者の選考については、申請された事業が、当該補助金の趣旨・概要・補助対象者・補助対象経費に則しているか確認した後、審査基準に沿って、中海・宍道湖・大山圏域市長会企画課長会において選考・決定します。

### 7. 【審査基準】

- ① 実施計画が具体的であり、かつ妥当性があること。
- ② 補助対象事業の実施により、圏域における学生と住民の交流促進により地域の活性化が期待できること。
- ③ 補助対象事業の実施後、持続・発展的な活動展開や人的ネットワークの形成等が見込まれること。

以上の選考基準を5段階評価で評価点を集計し、評価点数の高い事業を補助対象事業として認定します。

## 8. 【選考結果】

選考の結果については、全ての申請者に文書でお知らせします。

## 9. 【補助金交付の手続き】

別表 - 1 「補助申請手続きのフロー」をご参照ください。

別表 1 地域にはばたけ！学生応援補助金 補助申請手続きのフロー図

